令和６年12月発行　第　94号

KJBC ニュース94

信頼、スピード、誠実

経営状況分析センター西日本(株)は、皆様のお役に立てますよう「信頼・スピード・誠実」をモットーに迅速かつ正確な分析業務を心がけております。今後共、当分析センターをご利用の程お願い申し上げます。

健康保険証の廃止に伴う現場作業員の健康保険の加入証明書類について

国土交通省は、令和６年12月２日に健康保険被保険者証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、令和６年12月２日以降、作業員の健康保険への加入状況の確認方法について「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年７月通知、令和４年４月改定)に沿った真正性の確保に向けた措置を講じた確認方法を下記の通り整理している。

【原則】

ガイドラインでは、「各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は、証明書類の添付は不要である。」としているため、引き続き、原則としてCCUSの登録情報を活用して確認する。

【CCUSに加入していない作業員の場合】

ガイドラインでは、「建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、健康保険証のコピー、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの)を提示させる(電子データによる確認も含む)など、真正性の確保に向けた措置を講ずること。」としている。この「真正性の確保に向けた措置」について、CCUSに加入していない作業員の場合は、それぞれ以下に示す方法で対応する。

① CCUSに加入しておらず、マイナ保険証を所持している作業員の場合
保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」のコピーまたはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの電子データや印刷物(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの)により確認することで対応する。

② CCUSに加入しておらず、マイナ保険証も所持していない作業員の場合
保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格確認書」のコピー(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの)により確認することで対応する。
なお、令和６年12月１日時点で有効な健康保険証のコピーについては、その有効期限まで(最長、令和７年12月12日まで)、従来通り作業員の健康保険の加入状況の確認を行うことができる。

＊　なお、詳細については、各県のホームページ等でご確認の上、経営事項審査の対応をお願い致します。

経営状況分析センター西日本株式会社 kjbc.co.jp

Facebookもチェック https://www.facebook.com/kjbc.co.jp/

改正マイナンバー法とは？

令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなります。その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とするしくみに移行します。ただし、移行後もお手元の保険証は、有効期限は、最長 1 年間（令和 7 年 12 月 1 日）まで使用できます。後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は 2025 年 7 月 31 日となりますのでご注意ください。マイナ保険証をお持ちでない方は、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が必要となります。利用登録は、医療機関・薬局のカードリーダーからもできます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

マイナンバーカードの健康保険証利用には、以下 3 ステップが必要です。

STEP1. マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

マイナ保険証をお持ちでなくても資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

※ 保険者によって様式・発行形態が 異なります。
※ 資格確認書の交付等に関する事項 は、ご自身が加入している医療保 険者からの情報をご確認ください。
ご不明点等についても、同保険者 にお問合せをお願いします。

マイナンバー総合フリーダイヤル　0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

経営状況分析センター西日本株式会社 kjbc.co.jp
Facebookもチェック https://www.facebook.com/kjbc.co.jp/